

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月26日
【会社名】	シナネン株式会社
【英訳名】	SINANEN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 崎村 忠士
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目4番22号
【電話番号】	東京(5470)7185(代表)
【事務連絡者氏名】	総務法務部長 阿部 寛
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目4番22号
【電話番号】	東京(5470)7185(代表)
【事務連絡者氏名】	総務法務部長 阿部 寛
【縦覧に供する場所】	首都圏中央支店 (埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東四丁目3番11号) 首都圏東支店 (千葉県富里市美沢8番地1) 首都圏南支店 (横浜市旭区上白根三丁目37番1号) 中部支店 (愛知県春日井市鳥居松町五丁目100番地) 関西支店 (大阪市平野区加美鞍作三丁目6番14号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成26年6月24日開催の当社第80期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金15円

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の第2条（目的）につき、事業目的を追加する。

取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨、並びに、社外取締役及び社外監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定（第28条及び第36条）を新設し、併せて条数の繰り下げを行う。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、崎村忠士、平岡哲美、五十嵐 卓、横尾英男、清水直樹、田口政人及び重森 豊を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、斎藤昌治及び夢野裕之を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	51,347	130	0	（注）1	可決（99.7%）
第2号議案	50,281	1,196	0	（注）2	可決（97.6%）
第3号議案				（注）3	
崎村 忠士	48,582	2,894	0		可決（94.3%）
平岡 哲美	49,929	1,548	0		可決（96.9%）
五十嵐 卓	49,789	1,688	0		可決（96.7%）
横尾 英男	49,810	1,667	0		可決（96.7%）
清水 直樹	49,925	1,552	0		可決（96.9%）
田口 政人	50,389	1,088	0		可決（97.8%）
重森 豊	50,114	1,363	0		可決（97.3%）
第4号議案				（注）3	
斎藤 昌治	51,392	85	0		可決（99.8%）
夢野 裕之	43,199	8,278	0		可決（83.9%）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上